（様式２－３）

入居住宅に関する状況通知書

（不動産仲介業者等記載欄）

１．下記の者に対し、賃貸している住宅に関する以下について通知します。
２．暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、自治体が官公署から情報を求めることを同意します。

（あて先）合志市長

年　　月　　日

（商号又は名称）

（フリガナ）
（代表者名）

（所在地）〒

（免許証番号）

（担当者等）　氏名　　所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載して下さい。

※免許証番号は、宅地建物取引事業者のみ記載してください。

（暴力団員等と関係を有しないことの確認事項）

下記（注意事項）に記載の「暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等」でないこと

入居者について

（フリガナ） 氏名	
生年月日	年　　月　　日
同居状況	単　身　・　複　数（　　名）
入居開始年月日	年　月　日（　　年　月　日までの　月　日間）

入居している賃貸住宅について

名称	
所在地	
月額家賃	円

※1　住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額（限度額：　　円）を上限とし、収入に応じた額とする。

※2　住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。

※3　共益費･管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。

※4　定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居開始日欄の（　）内に、入居開始日から契約満了日までの期間を記載すること

※5　賃料の支払方法がクレジットカードや納付書払い、家賃債務保証業者が受給者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済をする方法により賃料を支払う必要がある場合は、以下のチェックボックスのいずれかにチェックすること。

なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、上記に掲げる支払い方法は不可。

- □　**賃料の支払いは、クレジットカードや納付書払い、また家賃債務保証業者に賃料を支払う方法に限定している。**
- □　**口座振込又はクレジットカード払い等とすることができるが、途中変更ができない。**
- □　**口座振込に変更することができるが、変更手続きに時間を要する（○月から変更可能）**

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	ﾌﾘｶﾞﾅ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普　通　・　当　座
		口座番号	

（住居確保給付金支給申請者　本人記入欄）

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

○私の個人情報が、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第４条第９項に規定する特定地方公共団体、同条第 10 項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。
○住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【１ページ目※５のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】
○以下に記載する、賃借人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。
○上記の場合であっても、支払い方法の変更により、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込むことができることとなった場合は、すみやかに本様式の再提出及び様式１－３の提出により、変更支給申請を行うことに同意します。
○自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	賃借人の振込口座	ﾌﾘｶﾞﾅ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普　通　・　当　座
		口座番号	

【以下は、申請者全員記載してください】

年　　月　　日

氏名

住所

電話番号

（注意事項）

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を安心サポート合志（自立相談支援機関）に提出してください。

（暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等）

暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者）と関係を有する不動産仲介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産仲介業者等
④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産仲介業者等
⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等
⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産仲介業者等
⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産仲介業者等
⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産仲介業者等
⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産仲介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年法律第７７号）第２条第２号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕